

税 第 273-5 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 20 日

関東信越税理士会茨城県支部連合会
会長 内田 茂行 殿

茨城県総務部長
(公印省略)

令和 2 年 7 月豪雨に伴う県税の申告・納付等の期限の延長について (通知)

本県の税務行政の推進につきまして、日頃から特段のご配意をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、茨城県県税条例（昭和 25 年茨城県条例第 43 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり地域を指定して県税の申告・納付等の期限を延長しましたので、お知らせします。

ご多用のところ恐縮ですが、会員の皆様等への周知につきまして、よろしくお願ひいたします。

茨城県総務部税務課税制担当 長島

電話：029-301-2418

FAX：029-301-2448



茨城県報

第 130 号

令和 2 年 (2020 年) 8 月 20 日

木曜日

目 次

告 示	ページ
④茨城県県税条例第20条第1項の規定による県税の申告等の期限の延長 (税務課)	1
④大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課)	2
④大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	4
④地方卸売市場の認定 (17件) (農業技術課)	6
④定款変更の認可 (2件) (農村計画課)	13
④所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定 (用地課)	14
④道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	19
④道路の供用の開始 (道路維持課)	20
④道路の占用を制限する区域の変更 (3件) (道路維持課)	20
公 告	
④指定管理者の公募 (福祉指導課)	21
④農地を利用する権利の設定の裁定 (農業経営課)	22
④県営土地改良事業計画の変更 (2件) (農村計画課)	24
④公共測量の終了 (用地課)	25
④指定管理者の公募 (2件) (下水道課)	25
(企 業 局)	
④入札公告	28
(病 院 局)	
④入札公告	32

告 示

茨城県告示第883号

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第20条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次のとおり延長する。

令和 2 年 8 月 20 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 延長に係る地域

熊本県人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、

球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町及び葦北郡芦北町

2 延長に係る申告等

令和2年7月4日から別に定める日の前日までの間に行うべき申告等

3 延長後の申告等の期限

別に定める日

茨城県告示第884号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間継続に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和2年8月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

亀屋商事株式会社

代表取締役 飯島 勝輔

(2) 住所

古河市雷電町1番78号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

あかやま JOY

古河市雷電町2794-4 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂古河店

（変更後）あかやま JOY

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和2年7月30日 外

(4) 変更する理由

ア 店舗名称を変更したため

イ テナント入れ替えのため

3 届出年月日

令和2年7月31日

4 統覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課